

設問2

1. 準共有状態にある株式について、定足数要件の分母に算入するか¹

① 肯定説

権利行使者の指定・通知を欠く準共有株式については、議決権を行使することができないが、これは権利行使者の指定・通知があるまで暫定的に議決権を行使できないだけであり、(権利行使者の指定・通知さえすれば議決権行使できるのであるから、) (潜在的に) 「議決権を行使することができる」といえ定足数には算入される²。

② 否定説

権利行使者の指定・通知がない場合には、会社の同意がない限り議決権を行使することができない(106条)以上、「議決権を行使することができる株主の議決権」に含まれない³。

∵定足数に含まれるとすると、株主総会決議をすることができなくなる場合があるので、準共有株主以外の株主の利益を害する。

2. 会社分割による譲渡制限株式の承継について譲渡承認を要するか⁴

定款による株式の譲渡制限は、譲渡による取得について会社の承認を要求するにとどまり、「相続その他の一般承継」により譲渡制限株式を取得した場合には、会社の承認は要しない(134条4号参照)。

↓

では、会社分割による承継は「一般承継」に含まれるか。

① 肯定説⁵

会社分割による権利義務の承継は、「個別の権利移転行為を要することなく承継会社等に承継される」(759条1項, 764条1項)ことから、一般承継に含まれる。

② 否定説⁶

相続・合併と異なり、会社分割では、被承継人である分割会社は会社分割後も存続し、また、分割会社の権利義務のうちどれを承継会社等が引き継ぐかは吸収分割契約等の定めによって決まることから、(相続・合併よりも売買等に類似しているといえる。そのため、) 会社法上の「一般承継」には含まれないと解すべき。

¹ テキスト 35 頁注 130 (省略版 31 頁注 37)。

² 江頭 337 頁注 4, 事例 117 頁〔田中〕, 平成 17 年改正前商法下の最判平成 3 年 2 月 19 日判時 1389 号 140 頁もこれを前提にする。

³ 大杉謙一「判批」ジュリ 1214 号 87 頁。

⁴ テキスト 14 頁 (省略版 12 頁)。

⁵ 江頭 232 頁。

⁶ 田中 104 頁, 629 頁。